

令和4年第2回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和4年2月25日(金) 午前9時00分～11時30分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員(12人)

会長	12番	前田	浩二
会長代理	11番	久木山	純広
	1番	木場	由美子
	2番	外菌	健藏
	3番	西	美香
	4番	川畑	千秋
	5番	福菌	勉
	6番	松田	健
	7番	樋ノ口	正信
	8番	蓑手	幹夫
	9番	古賀	久美子
	10番	西村	四男

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	永井	美治
串木野地区2	原口	壽藏
市来地区	井手迫	正博

出席職員 平川局長、篠原主幹、棚町主査、中村主任

議事録署名委員 (4番 川畑 千秋 委員 ・ 5番 福菌 勉 委員)

○ 議事日程 議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可指令書の取り消し(1件)について

日程第2 報告議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可指令書の取り消し(1件)について

日程第3 報告議案第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(2件)について

日程第4 報告議案第5号 耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについて

日程第5 議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(3件)について

日程第6 議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(8件)について

日程第7 議案第12号 非農地証明願(11件)について

日程第8 議案第13号 農用地利用集積計画案(3件)について(新規3件)

日程第9 議案第14号 農用地利用集積計画案・一括方式(12件)について(新規12件)

会議の概要

局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和4年第2回いちき串木野市農業委員会総会を開催いたします。
始めに、会長より挨拶をお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 それでは、令和4年第2回いちき串木野市農業委員会総会を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うことになっております。会長よろしく申し上げます。

議長 それでは、会議規則に基づきまして、私の方で議長を務めさせていただきます。まず議事に入ります前に、事務局より本日の農業委員の出席状況の報告をお願いします。

局長 農業委員定数12名で、現在数12名に対し、出席委員12名で過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々とも、出席されていることを報告いたします。

議長 ありがとうございます。それでは、会次第に従いまして、進行してまいります。まず議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは議事録署名委員は、4番 川畑千秋委員、5番 福菌勉委員をお願いします。よろしく申し上げます。それでは議事に入ります。まず、日程第1報告議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可指令書の取り消しについてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

中村主任 1ページ、2ページをお開きください。日程第1報告議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可指令書の取り消しについてであります。平成15

年7月 25 日付け指令農振第 4-257 号の取り消しについての申請であります。申請人は、当時も現在も千葉県市川市に居住しておられます。平成15年頃は帰省することがあり、駐車場が必要であったようですが、このコロナ禍のおり、年齢も 80 歳を過ぎ、足が遠のき、駐車場を保持している理由もなくなったため、取り消し願いを申請することとしたとの説明を受けました。

議長 はい、後の議題との関連がありますが。

中村主任 はい、ここを、5条申請のNo.4の方で、今回4条許可を取り消して、もう1回農地に戻した形で、5条の転用申請をしたいと、代理人からの説明を受けております。こちらも、今ここで取り消しをしていただいて、全部5条の転用申請をするという形になります。

議長 ただ今、農地法第4条第1項による許可指令書の取り消しについて説明がありました。何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございますので、お諮りいたします。日程第1報告議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可指令書の取り消しについては、申請のとおり許可指令書を取り消すということにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第1報告議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可指令書につきましては、取り消すことで決定いたしました。

続きまして、日程第2報告議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可指令書の取り消しについてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

中村主任 3ページ、4ページをお開きください。日程第2報告議案第3号農地法第5条第1項の規定による令和4年2月4日付け指令い申農委第5-49号の取り消しについての申請であります。譲受人が当初の事業計画を断念し、売買契約中止により、第5条許可が不要になったため、取り消し願いを申請することとしたとの説明を受けました。

議長 はい、ただ今説明がありました。先月の総会で5条許可申請があっ

て、審議をして許可相当と決定をした事案ですが、計画を断念したということで、取り消し願いが出されたということです。何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。先月許可をしたばかりの分が、すぐに取り消し願いが出てくるというのも、不自然な形なんですけれども。

久木山委員 会長、いいですか。

議長 はい、どうぞ。

久木山委員 これは、誰から許可の取り消しがきたんですか。どういうことですか。先月は、造成という形で上がってきたものを、貸自動車展示場という形で通した訳ですが、誰からどういう形で事務局に上がってきたんですか。

議長 詳しい経緯が分かりましたら、説明してください。

中村主任 代理人からの取り消し願いです。転用の目的は、貸自動車展示場店舗用地の造成でしたが、交渉がうまくいかなかったのか、当初の事業計画を断念したという報告を行政書士から受けております。本当に譲受人はしないのか聞きましたら、止めるとのことで、取り消し願いを受理したところです。

議長 今の説明でよろしいですか。

久木山委員 はい。

議長 他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございますので、お諮りいたします。日程第2報告議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可指令書の取り消しについては申請のとおり許可指令書を取り消すことで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第2報告議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可指令書につきましては、取り消す

ことで決定いたしました。

次に進みます。日程第3報告議案第4号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてを議題とします。なお「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する委員、今回は〇〇委員と〇〇委員はご退席をお願いいたします。

〇〇委員、〇〇委員退席後 それでは、事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

5ページをお願いします。日程第3報告議案第4号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知は2件2筆 2,452㎡です。現在の契約は1番は令和11年2月まで、2番は令和10年3月までの基盤強化法による賃貸借ですが、後ほど7ページの農地法第3条第1項の規定による許可申請で、無償にて贈与を行うための解約でしたが、昨日取下げ願いが提出されました。理由としましては、3条の許可申請を再検討するためということですので、3条申請のNo.1につきましてのご審議はなくなりました。今後も引き続き賃貸借を行う際には、中間管理機構を通しての契約をしていただきたいと伝えてあります。よろしくをお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。ただ今事務局の方から説明がありました。これまで基盤強化法で利用権の設定をしていた分を、今回地主さんの都合により、3条申請で譲渡をしたいといった背景があって、合意解約をしたということなのですが、後で説明がありました、3条許可申請の方は、色々と問題があって、再度検討をするということで、昨日取下げ願いが出たということで、3条の方は審議をしないということになっています。ここで、合意解約だけを正式に受理しているということで、ご了解をいただきたいという議案でございます。皆様の方から何かご質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようでございますので、お諮りいたします。日程第3報告議案第4号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知2件でございますが、通知があったとお受け受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第3報告議案第4号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知2件につきましては、通知のあったとおり受理することで決定いたしました。お2人はまた席の方へお戻りください。

〇〇委員、〇〇委員着席後

議長 続きまして、日程第4報告議案第5号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

中村主任 6ページをお開きください。日程第4報告議案第5号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについてであります。平成26年11月28日開催の農業委員会総会で大里〇〇は非農地として判断されましたが、今回農地法第5条第1項の規定による許可申請No.5で転用申請がありましたので、木場委員と松田委員に現地を見に行っていたいただきました。現地確認をしていただいた木場委員より報告をお願いしたいと思います。

議長 それでは、報告をお願いします。

木場委員 1番、木場です。ただ今事務局の方から説明がありましたように、耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについての現地調査をしました報告をいたします。ここは、面積が1,674㎡で、21ページを見ていただければ、5条申請の地図があります。以前は、後ろの方の山林と境目もわからないような状態になっていました。所有者の方もちょうどいらっしやいまして、以前は転勤族で、多分親の代に耕作をしなくなって、平成26年11月28日の農業委員会総会で、非農地判断をされた通知が届いていたかもしれませんが、自宅にいなかったのもので、地目変更の手続きはしていなかったそうです。土地が広いので、法務局が現地確認をしたとしても、非農地にはならないような面積です。所有者が定年になって、自宅に帰って来られてから、自分の農地を耕作するようになって、今回非農地判断を取り消す農地もきれいになっている状態でした。果樹や野菜が植えてあります。

久木山委員 地番が違いますが。

中村主任 今度申請をする際に分筆をしてあるので地番が違いますので、ご理解ください。

川畑委員 それを言わないといけないですね。別々に書いてあるものだから、地番が違うでしょう。取り消しだけの話ですね。

議長 皆さん、理解できましたか。

中村主任 非農地判断は農業委員会がするので、個人申請ではないんです。ここは非農地ですよと認めたのが、平成 26 年 11 月 28 日の農業委員会総会で可決されています。転勤族であったために、本人は全然知らなかったそうです。

議長 よろしいですか。他にありませんか。本来ならば、非農地通知をした段階で、地権者が法務局で地目変更をしておけば、後の農地転用なんかも出てこないんですけど、先程説明がありましたように、転勤族で地元におられなくて、地目変更の機会がなくて、現在に至っているということのようですので、ご理解ください。それではお諮りします。日程第 4 報告議案第 5 号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについては、報告のあったとおり非農地を取り消して、今後は農地として取り扱うことで決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第 4 報告議案第 5 号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消し、今回は 1 筆でございますが、報告のあった内容で非農地を取り消して、今後は農地として取り扱うことに決定いたしました。

次に進みます。日程第 5 議案第 10 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。先程、事務局から説明がありましたとおり、当初は 3 件の予定でありましたが、No.1 については、今回取下げ願いが出ておりますので、これについては、審議をいたしません。No.2 と No.3 が正式な議案となりますので、この 2 件について審議したいと思います。No.2 については、農地法第 5 条申請との関係があるものですから、No.2 だけを切り離して審議をしたいと思っております。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査 日程第 5 議案第 10 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてです。今月の申請は 2 件です。9 ページをご覧ください。No.2 についてご説明申し上げます。借人が、貸人の所有する農地の区分地上権設定を行い、営農型発電設備を設置したいという申請です。申請地は農用地区域内農地です。今回の申請は、先月もご審議いただきました営農型発電設備の、議案書の 27 ページにあります農地法第 5 条申請に伴い、令和 4 年 3 月 25 日からの更新申請の手続きにあたり、3 条申請による区分地上権設定も必要になったための申請です。太陽光パネルは、地上 2.2m から 3.5m に設置されます。貸人は、現在も

この設備の下の農地を耕作しておられます。区分地上権設定契約書も添付されています。調査は【正】を樋ノ口委員、【副】を西村委員にお願いしてあります。よろしくお願ひいたします。

議長

5条申請の関係がありますので、27 ページのNo.8 について事務局の説明をお願いします。

中村主任

27 ページ、28 ページをお開きください。先月第4条第1項の申請から第5条第1項の申請への事業計画申請が許可されましたが、来月平成 31 年3月 25 日から令和 4 年 3 月 24 日までの一時転用の許可が満了するため、新たに3年間の一時転用申請を更新するための申請を行い、営農型太陽光発電を行うための申請であります。先程説明のあった農地法第3条第1項の規定による申請についても、平成 30 年 6 月 28 日付で、営農型発電設備の設置者と営農者が異なる場合は、第5条第1項の許可の申請者に対して、5条許可に関わる申請と、民法第 269 条の第2項の地上権又はこれと内容を同じくする権利を設定するための法第3条第 1 項の許可に係る申請をすることになっているためであります。今回の一時転用期間については、令和 4 年 3 月 25 日から令和 7 年 3 月 24 日までの 3 年間でございます。転用面積申請は、908 m²のうち 8.375 m²、太陽光パネル 212 枚であります。営農型の一時転用にあつては、パネル下部での営農について、地域の平均的な収量確保が必要であるとなっております。この点については、【正】を樋ノ口委員、【副】を西村委員に現地調査をお願いしてありますから説明があると思っております。農用地区域内農地では、原則転用をすることができないことになっておりますが、不許可の例外である転用に該当するため、審議をしていただくための申請です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、現地調査の報告を両方合わせてお願いします。

樋ノ口委員

7 番樋ノ口です。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請No.2 と、農地法第5条第 1 項の規定による許可申請No.8 について、継続申請になっております。令和4年2月 22 日 10 時から西村委員と代理人立会いのもと、現地調査をいたしました。先月議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請No.1 及び議案第3号農地法第4条事業計画変更に係る申請並びに議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1で審議し、議決された件であります。3年間の許可期限が3月 24 日までで満了となるため、営農型太陽光発電設備による発電事業を継続する場合には、再度一時転用許可を取得するための申請であります。なお、営農型太陽光発電設備の設置についての農地法第 3 条第 1 項の許可の取扱いについて、営農型太陽光発電設備の設置者と営農者が異なる場合には、

農地法第5条第1項の許可申請者に対して、農地法第5条第1項に係る申請と、民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利を設定するための法第3条第1項の許可に係る申請を同時申請することとなっているとのことであります。今回の一時転用許可期限は、令和4年3月25日から令和7年3月24日までの3年間です。転用面積申請は、908㎡のうち8.375㎡で、太陽光パネル212枚です。営農型の一時的転用にあたっては、パネル下部での営農については、地域の平均的な収量の80%以上の確保が見込まれることが必要です。申請地は営農型太陽光発電施設の一時的転用以前は2号遊休農地でしたが、現在はヒサカキが栽培されていることや、設備の下部の営農における80%の収量確保の見込について、〇〇代表取締役の意見書が添付されており、ヒサカキ生産者養成講座の鹿児島県テキストからも妥当であると私ども判断しております。農用地区域内農地は原則許可をすることはできませんが、不許可の例外である一時的転用に該当するため、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございます。ただ今、事務局の説明と現地調査の報告がありました。前回から何度も協議をしている事案であります。今回、継続をするための許可申請ということで、内容的には以前と変わっていないということですが、何か皆さんの方からご質問ありませんでしょうか。私の方から質問をさせていただきます。このヒサカキについては、まだ収穫、販売には至っていないんですか。

中村主任

ヒサカキについては、1年くらいでは売り物にはならないということは、テキストにも書いてございます。5年経った時に80%の収穫ができるようになればと、〇〇からの意見であります。

議長

ありがとうございます。しばらくはまだ育成をする段階にあるということでございます。

樋ノ口委員

いいですか。

議長

はい、どうぞ。

樋ノ口委員

少し付け加えます。これは、3年間です。3年後にはまた申請が必要になりますので、次の方はよろしくお願ひします。

議長

他に何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようですので、3条と5条を一括してお諮りします。日程第5議案第10号農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2と、日程第6議案第11号農地法第5条第1項の規定による許可申請No.8については、いずれも申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということですので、日程第5議案第10号農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2及び、日程第6議案第11号農地法第5条第1項の規定による許可申請No.8については、申請のとおり許可することで決定をいたしました。ありがとうございました。それではまた、3条申請に戻ります。日程第5議案第10号農地法第3条第1項の規定による許可申請No.3についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 11ページをご覧ください。No.3についてご説明申し上げます。地元に住する譲受人が、亡くなった親戚の所有する農地を、無償で譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。譲受人は所有する農地はありませんが、今回の申請による取得で、下限面積は超えます。現地には既に梅の木が植えてあります。譲受人は、庭師ですので、木の管理には慣れており、今後も梅の木を管理していただけるものと思われまます。調査は【正】を外菌委員、【副】を古賀委員をお願いしてあります。よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

外菌委員 2番外菌です。日程第5議案第10号農地法第3条第1項の規定による許可申請No.3について、2月19日午前9時40分より、代理人立会いのもと、古賀委員と私が調査を実施いたしましたので、報告します。申請地の位置図は11、12ページになり、農用地区域外農地です。譲渡人が平成29年10月に死亡後、相続財産管理人が管理されていましたが、当時より申請地を譲受人が管理をされていた関係で、無償譲渡されることになりました。営農計画は、現在梅の木が植えてあるため、今後もその梅を管理していき、自家消費と知人や親戚に配るとのことでした。労働力は通常1人で、農機具は草払い機、動力噴霧器、剪定機を所有されています。自宅からの通作距離は約10分で問題ないと見てまいりましたが、皆様のご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。ただ今、事務局の説明、現地調査の報告が

ありました。皆さんの方から何かご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようでございますので、お諮りします。日程第5議案第10号農地法第3条第1項の規定による許可申請No.3については、申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第5議案第10号農地法第3条第1項の規定による許可申請No.3については、申請のとおり許可することによって決定いたしました。

続きまして日程第6議案第11号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。先程No.8については審議をしておりますので、今回は7件ということになります。事務局の説明及び現地調査の報告が終わった後に質疑に入りたいと思います。それでは、事務局の説明をお願いします。

中村主任

13ページ、14ページをお開きください。日程第6議案第11号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。No.1についてご説明いたします。譲受人は、現在借家住まいで手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいための申請です。調査委員は【正】を蓑手委員、【副】を西委員をお願いしてあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

蓑手委員

8番蓑手です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1についての調査報告をいたします。2月21日(月)午前9時20分から、現地で譲受人の代理人の行政書士立会いのもと、西委員と私が調査を実施しました。位置図は資料13ページ、14ページを参照してください。申請の農地は第3種農地、第1種低層住居専用地域内にある農地で、麓土地区画整理事業区域内にあり、仮換地指定通知書が添付されています。転用の目的は、譲受人が現在借家住まいで手狭になったため、申請地を買い受けて、自宅を建築するとのことです。申請地の周囲には農地はなく、住宅と道路に面しており、問題はないと思います。目的の確実性については、銀行の融資証明書が添付されており、許可を受け次第着工する予定とのことです。用水は公共上水道、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を設置し、雨水・排水とともに北側の道路の水路へ放流するとのことです。付近の状況

は、東側、西側、南側は宅地、北側は道路に面しており、造成工事は既に盛土された状態にあり、現状のまま利用することによって、被害防除計画書、被害防除誓約書が添付されております。私どもの調査では、転用について何ら問題はないと判断いたしました。皆様のご審議方をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続いてNo.2について事務局の説明をお願いします。

中村主任 15 ページ、16 ページをお開きください。No.2についてご説明いたします。譲受人は、現在借家住まいで手狭なため、申請地を父より譲り受け、住宅と生業関係のバイクの修理、保管が出来るような倉庫を建築したための申請であります。なお、譲受人は、モーターバイクの修理、販売を営んでおられます。調査委員は【正】を西委員、【副】を養手委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

西委員 3番西です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2について調査報告をいたします。2月21日(月)午前8時45分より、代理人の行政書士立会いのもと、養手委員と私が調査を実施いたしました。資料の15から16ページをご覧ください。申請地は第3種農地で、第1種中高層住居専用地域内にある農地です。周囲は北と西が道路、東と南は宅地です。譲受人はモーターバイクの修理、販売を行っており、現在借家住まいで手狭なため、申請地を父より譲り受けて住宅と倉庫を建築したための転用申請です。親が隣接地に住んでおり、面倒を看ることができるようにするためでもあります。資金調達は全額銀行融資で、融資証明書が添付されています。用水計画は公共上水道、雨水排水は溜枡で水放流、汚水生活雑排水は合併浄化槽で処理します。地積超過については、オートショップ店舗が狭く、顧客用駐車場部分に単車が並び、迷惑を掛けているので、置いている単車を新しく建てる倉庫に入れてスペースを作り、顧客が利用しやすい店舗にしたいためで、地積超過理由書も添付されています。他に被害防除計画書、被害防除誓約書、事業計画書、仮換地指定通知が提出されています。場所は、麓土地区画整理事業区域内にあり、周囲への被害は無いと思われます。私どもとしては、何ら問題はないと見てきましたが、皆様のご審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いてNo.3について事務局の説明をお願いします。

します。

中村主任

17 ページ、18 ページをお開きください。No.3は、湊中央地区土地区画整理事業区域内の申請地を買い受けて、住宅を建築したいための申請です。調査委員は【正】を川畑委員、【副】を福菌委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願いいいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

川畑委員

4 番川畑です。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 No. 3 の調査報告をいたします。場所等は資料の 17、18 ページを参照してください。2 月 22 日（火）午前 9 時 30 分より、行政書士立会いのもと、福菌委員と私が調査を行いました。事務局からの説明がありましたが、申請人は現在借家住まいですが、申請地を譲り受けて、自宅を建築したいとのことです。農地区分は第 3 種農地、第 1 種中高層住居専用地域内にある農地です。周囲の状況は東側、南側は道路、西側、北側は宅地で、周囲に農地はありません。造成工事は現状のままで、境界にブロック積を行い、土砂流出を防止するとのことです。用排水につきましては、用水は公共上水道、生活雑排水、污水については合併浄化槽で処理後、東側道路側溝へ放流、雨水も東側側溝へ放流する計画です。建物は平屋造りで、一部ロフトが付いています。資金は銀行融資で、申請許可後速やかに着工することでした。なお、被害防除計画書、被害防除誓約書、融資証明書が提出されております。私どもの調査では、何ら問題はないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいいたします。

議長

ありがとうございます。それでは No. 4 について事務局の説明をお願いします。

中村主任

19 ページ、20 ページをお開きください。No.4について、ご説明いたします。譲受人は旦那さんが持分 10 分の 9、奥様が持分 10 分の 1 で、現在借家住まいで手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築するための申請です。本申請地は、本日の報告議案第 1 号の案件で、申請人は、昭和 37 年に本申請地を購入されておりますが、昭和 42 年に婚姻され県外に転出されております。令和 15 年より以前は、帰省されるたびに駐車場に苦慮され、農地法第 4 条の転用申請をされましたが、先に述べましたように、コロナ禍等で足が遠のき、今回農地法の転用申請を取り消し、農地法第 5 条での転用申請をしたいとのことです。調査委員は【正】を古賀委員、【副】を外菌委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願いいいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

古賀委員

9番古賀です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.4について調査報告をいたします。2月19日(土)午前9時より、申請人代理人の行政書士立会いのもと、外菌委員と調査をいたしましたので、報告をいたします。資料の19、20ページをご覧ください。申請地は第3種農地、第2種中高層住居専用地域内にある農地です。この申請地の一部は駐車場として使用するため、平成15年7月に転用申請し許可をもらったが、分筆、地目変更をしないまま現在に至っています。申請後に帰省しても車を運転することもなく、駐車場を使用する必要性も少なくなったために、4条許可の取消し願いをされたようです。昨年10月頃業者へ工事の資材置き場等として使用するために貸し出して、その後埋め立てをされたそうです。なお、譲受人の欄がご主人だけになっておりましたが、奥様からも持分が欲しいということで、譲受人が夫婦に変更になりましたと、行政書士から連絡がありました。この項目に関する資金証明書も添付されております。譲受人は借家住まいで手狭になったため、申請地を買い受けて住宅を建築したいための申請です。申請地の東側と南側は宅地、西側は畑、北側は道路で、被害防除計画書の造成計画は現状のままで利用し、被害防除対策として、よう壁と緩衝地を設け、周辺の農地の日照、通風等に支障を及ぼすので、1.4m程度の緑地と緩衝地を設け、建物の高さを5.2m程度に加減します。用排水計画の用水は公共上水道、雨水排水は溜耕で水路放流、汚水生活雑排水は公共下水道となっております。資金調達計画は銀行融資で、許可後着工するとのことです。被害防除計画書、被害防除誓約書、融資証明書、始末書等添付されており、何ら問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いいいたします。

議長

ありがとうございます。それではNo.5について事務局の説明をお願いします。

中村主任

21ページ、22ページをお開きください。No.5は本日、日程第4報告議案第5号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しに出ている案件で、21ページをご覧ください。先に概略説明いたしました但しを〇〇の500㎡と、〇〇の40㎡とに分筆してあります。〇〇は元々の地番ですが、これまでどおり農地として活用したいと説明を受けております。〇〇の40㎡は、隣接する宅地の方が近く購入する予定になっていると聞いております。〇〇は今回の申請地であり、現在借家住まいで手狭なため、申請地を父より譲り受けて一般住宅を建築するための申請です。調査委員は【正】を木場委員、【副】を松田委員をお願いしてあります。ご審議方よろしくお願いいいたします。

す。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

木場委員 1 番木場です。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請No.5 について報告をいたします。調査日は 2 月 20 日午後 3 時より、行政書士立会いのもと、松田委員と私とで調査をしましたので、報告をいたします。位置図は 21、22 ページを参照してください。申請地は第 2 種農地でその他の農地です。転用目的は、譲受人は現在借家住まいで手狭なため、申請地を父より譲り受けて住宅を建築したいための申請です。被害防除計画書、被害防除誓約書、融資証明書、事務局からも説明があったように、事前に分筆し、造成工事が終わっていたので、始末書が添付されております。用排水計画の用水は公共上水道、雨水排水は溜枡で水路放流、汚水生活雑排水は合併浄化槽に排水します。付近の状況は、東側と南側は譲渡人の畑、西側は宅地、北側は道路です。許可があり次第着工するとのことです。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それではNo.6 について事務局の説明をお願いします。

中村主任 23 ページ、24 ページをお開きください。No.6 について、ご説明いたします。平成 18 年 8 月の農地法第 5 条第 1 項規定による許可申請で、湊町〇〇と、〇〇を買い受けており、今回は〇〇を分筆し、〇〇の倉庫への出入口として買い受けようとするものです。調査委員は【正】を松田委員、【副】を木場委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願いいいたします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

松田委員 6 番松田です。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請No.6 について報告をいたします。2 月 20 日、代理人立会いのもと、木場委員と 3 名で調査を行いました。場所等は 23、24 ページをご覧ください。譲受人は申請地を譲り受け、通路として利用したいとのこと。申請地は第 2 種農地、その他の農地で、現在耕作はされていません。東側と西側は耕作されていない田、南側は雑種地、北側は道路です。現状のまま使用し、雨水は自然流下です。土地取得費、造成費ともになく、費用は発生しません。現状は既に通路として使用しており、始末書が添付されております。私達の調査では何ら問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいいたします。

議長 ありがとうございます。それではNo.7について事務局の説明をお願いします。

中村主任 25 ページ、26 ページをお開きください。No.7について、ご説明いたします。譲受人は申請地の隣接地に居住しており、駐車場がないため苦慮されていましたが、申請地を購入し駐車場に転用しようとするものです。所有者は、令和2年5月まで千葉県に居住されていましたが、令和2年6月から鹿児島市に転入されており、売買の協議が成立して今回農地法第5条第1項の規定による許可申請をするものです。始末書も添付されております。調査委員は【正】を福菌委員、【副】を川畑委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願いいいたします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

福菌委員 5番福菌です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.7について報告をいたします。2月22日、申請人の代理人である行政書士立会いのもと、川畑委員と私が調査をいたしました。申請地は照島地区で、第3種農地、第1種中高層住居専用地域内にある農地です。位置図は資料の25、26ページをご覧ください。転用の目的は、自宅の近くに駐車スペースがなく、申請地を買い受けて駐車場としたいためです。申請地は以前から近隣の人達から駐車場として利用させてほしいと依頼があり、農地法のことにはわからず駐車場にしてしまいました。始末書が添付されています。今回の申請により、違法状態が解消することになります。土地取得の資金は自己資金で賄います。申請地は現状のままで使用します。周囲に農地はなく、雨水排水は自然流下と水路放流です。周囲の状況は、東は道路、北、西、南側は宅地です。問題はないと見てまいりました。皆様のご審議をお願いします。

議長 はい、ありがとうございました。以上7件につきまして、事務局の説明、そして現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入ります。まず、13ページのNo.1について何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 特にないようです。次に15ページのNo.2について皆様の方から何かご質疑ございませんか。私の方から、ちょっと聞き漏らしたかもしれないですが、面積が657㎡ですけど、このうち住宅がいくら、倉庫がいくらか、もしわかっていたら報告をお願いします。

西委員 住宅が 110.96 m²、倉庫が 80 m²です。

議長 ありがとうございます。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようです。次に 17 ページNo.3 について何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようです。次に 19 ページNo.4 について何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次 の 21 ページのNo.5 について何かご質疑ございませんでしょうか。私の方からいいですか。農地区分は第2種農地なんですが、代替地の検討はされたのでしょうか。

中村主任 代替地の検討をしようにも、ここしかないということです。先程も申しましたように、分筆をする際の件もございまして、やむを得ないものとして考えております。

議長 ありがとうございます。他に何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございます。次の 23 ページNo.6 について何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございます。次の 25 ページNo.7 について何かご質疑ございませんでしょうか。私の方から、この駐車場なんですけど、譲受人は、どこに住んでいらっしゃるんですか。

中村主任 道路の向かい側です。

議長 そこに住んでおられるということでございます。

川畑委員 現状としては、2トン車も乗用車もギリギリ入るくらいの通路です。手前のガードパイプのところまではある程度は行けるんですが、これから先は狭いんです。通り抜けはできません。途中までです。

議長 ちなみにここは、違反転用で指導対象になったところですよ。他に何かご質問ございませんか。特にないようですので、7件一括してお諮りします。日程第6議案第11号農地法第5条第1項の規定による許可申請、No.1からNo.7の7件については、いずれも申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということですので、日程第6議案第11号農地法第5条第1項の規定による許可申請7件につきましては、申請のとおり許可することと決定いたしました。ありがとうございます。

続きまして、日程第7議案第12号非農地証明願についてを議題とします。今回の申請は11件ですが、すべて違反転用指導対象の事案ですので、現地調査の報告は省略して、事務局の説明を一括して質疑に入りたいと思います。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

中村主任 日程第7議案第12号非農地証明願についてであります。

29ページ、30ページをお開きください。No.1について説明いたします。20年以上前から駐車場として使用しており、農地として利用していないとのことであります。

31ページ、32ページをお開きください。No.2について説明いたします。麓土地区画整理事業区域内にある農地で、亡くなられたご主人が、生前農地法の許可が必要であることを知らずに、昭和55年に自宅を建築し、現在も居住しているとのことであります。

33ページ、34ページをお開きください。No.3について説明いたします。申請人によると、農地法の許可が必要であることを知らずに、20年以上前に倉庫を建築し、現在に至っているとのことであります。

35ページ、36ページをお開きください。No.4について説明いたします。①は生福で住宅として、②は隣接する宅地と庭の一部として、20年以上前から一体利用して現在に至っているとのことです。

37ページ、38ページをお開きください。No.5について説明いたします。亡くなられたご主人が、生前農地法の許可が必要であることを知らずに、平成6年に自宅を建築し、現在も居住しているとのことです。

39ページ、40ページをお開きください。No.6について説明いたします。亡くなられたご主人が、生前農地法の許可が必要であることを知らずに、40年

以上前に自宅を建築し、現在も居住しているとのことです。

41 ページ、42 ページをお開きください。No.7について説明いたします。亡くなられたお母様が、生前農地法の許可が必要であることを知らずに、平成8年頃に自宅を建築し、現在も親族が居住しているとのことです。

43 ページ、44 ページをお開きください。No.8 について説明いたします。申請人は、農地法の許可が必要であることを知らずに、昭和52年に自宅を建築し、現在に至っているとのことです。

45 ページ、46 ページをお開きください。No.9 について説明いたします。申請人によると、〇〇氏が30年前、農地法の許可が必要であることを知らずに、農業用倉庫として建築し、現在は機械用倉庫として使用しているとのことです。

47 ページ、48 ページをお開きください。No.10 について説明いたします。〇〇氏が生前、農地法の許可が必要であることを知らずに、平成元年頃に倉庫及び駐車場として建築し、現在は貸倉庫及び貸駐車場として活用しているとのことです。

49 ページ、50 ページをお開きください。No.11 について説明いたします。〇〇氏が、生前農地法の許可が必要であることを知らずに、昭和62年頃に車庫及び物置として、軽量鉄骨2階建てを建築し、現在も使用しているとのことです。

議長

はい、ありがとうございます。今回は件数が多いですが、11件いずれも違反転用指導で、今回非農地証明願が上がったということです。全体を通して、どうしても質問してみたいところがありましたら出してください。それぞれ担当された委員の方も補足で説明があったらそれも出してください。私から質問していいですか。違反転用で指導をしているんですけども、結局許可を受けずに建てた訳ですので、周辺へ何か影響が出ているような事案はないですか。

中村主任

見て回りましたが、極端に影響が出ている所はないようです。

議長

現地調査をされた方もいいですか。特にご質疑がないようですので、一括してお諮りします。日程第7議案第12号非農地証明願今回は11件でございますが、全て申請のとおり非農地証明を発出することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第7議案第12号非農地証明願11件とも申請のとおり非農地証明を発出することで決定いたしました。

次に進みます。51 ページ日程第8議案第13号農用地利用集積計画書案についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

51 ページをお願いします。日程第8議案第13号2月分の農用地利用集積計画書案は、3件62筆107,723㎡で、全て新規の申請です。借人は所有している農地はなく、牧場を経営しておられる農地所有適格法人です。今までは、〇〇から飼育用の牧草を購入していたようですが、今回農地を使用貸借して、生産牛用の牧草地を取得するための申請です。農機具の購入のために集積面積が多く必要になったので、早期の契約をするために利用権を設定することになりました。よろしくお願ひいたします。

議長

はい、今回は大変大きな面積が出てきておりますが、中間管理事業ではなくて基盤強化法の利用権設定ということで、急いで処理をしないといけないということでございます。何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

それではお諮りします。日程第8議案第13号農用地利用集積計画書案3件62筆でございますが、これにつきましては報告のあったとおりの内容で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第8議案第13号農用地利用集積計画書案につきましては、報告のあった内容で決定いたしました。

続きまして、53 ページ日程第9議案第14号農用地利用集積計画書案(一括方式)についてを議題といたします。なお「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する委員、今回は〇〇委員はご退席をお願いします。

〇〇委員退席後 それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

53 ページをお願いします。日程第9議案第14号2月分の農用地利用集積計画書案一括方式は、12件14筆11,250㎡です。これらは全て新規の契約です。所有農地のある借人の方は、農地を全て耕作しておられます。また、貸人の方で()書きの方は亡くなっていらっしゃる

る方です。利用権を設定する者の欄は、相続代表者の氏名を記載して
ございます。よろしくお願ひします。

議長

ただ今事務局の説明がありました。皆さんの方から何かご質疑ござ
いませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑がないようですので、お諮りします。日程第9議案第14
号農用地利用集積計画書案一括方式につきましては、報告のあったと
おりの内容で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第9議案第14号農用地利用集
積計画書案一括方式については、申請のあったとおり決定することに
いたします。〇〇委員はまた席の方へお戻りください。

〇〇委員着席後

議長

以上で、議事の方は全て終わりました。

議事録署名委員

• _____
• _____

